



日常生活での 不安への対応

市民後見人とは

弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない親族以外の市民による後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）です。

市民後見人は、同じ地域に暮らす市民として、独り暮らしや頼れる親族のいない方をサポートし、日常生活上の不安に対応します。



活動実績

成年後見人

現在 9件 累計 41件

保佐人として

現在 2件 累計 14件

補助人として

現在 1件 累計 1件

任意後見人

現在 1件 累計 1件

当会へのお誘い

認知症の方であっても、今ある能力を生かし、その人らしい尊厳ある暮らしを実現していくために心を尽くす、後見活動は人を幸せにすると同時に自分自身の生きがいともなります。ぜひ入会して共に活動をしませんか？さまざまな経歴を持った方が在籍しています。

（2025年1月現在 会員数105名）

なお、私たちの会で実際に後見活動を行うには、原則として本会主催の「市民後見人養成講座」を受講していただく必要があります。どうぞお気軽に下記よりお問い合わせ下さい。

HPはこちらから→

shiminkoukenninnokai.jp



メールはこちらから→

npokouken@gmail.com



特定非営利活動法人
市民後見人の会

〒140-0014

東京都品川区大井 1-15-1

品川成年後見センター分室3階

TEL 080-3912-3259

FAX 03-6303-8265

MAIL : npokouken@gmail.com

HP : <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

市民＋後見人⇒ 市民後見人

…をご存知ですか？



特別な資格を持たない私たち一般の市民でも、一定の知識を身につけ、家庭裁判所や専門機関等のサポートを受けることによって、認知症の高齢者など判断能力に不安のある方の権利や財産を守り（身上保護・財産管理）、生活を支援できる仕組みがあります。

これらの役割を果たすのが「市民後見人」です。

その人らしい暮らしに寄り添う



特定非営利活動法人
市民後見人の会